第二章 律令体制と三島

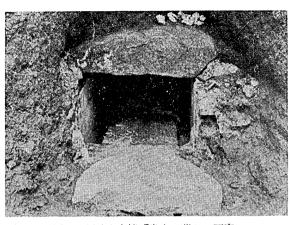
第一節 律令制成立期の三島

登場してくるのはそのつぎの段階のようである。 る、三島郡の埴盧に新羅人を定住させた豪族を蘇我氏とみる説もあるが確かなことはわからない。 て、大伴氏が衰退した後も、三島県主との特別な関係はなお続いたかもしれない。欽明二十三年 紀 に み え とを想像させる。このほかに大伴氏がどのような形で勢力をはったかを示す資料はない。六世紀中葉になっ 供をしもべとして差し出し、私的な隷属関係をもったが、そのことは大伴氏が三島に緊密な関係をもったこ まずあげなければならない。ことに三島県主は、竹村ミヤケ設定のさいに、大伴氏に年端もいかぬ自分の子 要があろう。さきにものべたように、竹村ミヤケの設立や継体天皇擁立にかかわるものといえば、大伴氏を 氏 島 ヤマトのどのような豪族が三島にかかわりをもったのかを少し古くさかのぼってみておく必 中臣氏と三島の特別な関係をうかがわせる材料がいくつかある。そのことをのべるまえに、 中臣氏が

中臣氏と三島の関係を考えさせる材料はまず有名な藤原鎌足

(中臣鎌子) に関するつぎのようなもので あ

346



る。

その一

は鎌足の墓といわれる阿武山古墳である。標高二一

四メート

ルのちょうど三島野を見おろす位置

のである。 にあって、

臣氏関係のほかの資料とあわせて、

一九三三(昭和八)年偶然の事情から調査が行われ、石室内に夾紵棺が発見されて話題になったも しかしこれを鎌足のものとする決定的材料は現在のところみつかっておらず、後述するような中 この地を中臣氏の本貫とし、 の石室 阿武山古墳「貴人の墓」 もの長きにわたることになる。横田健一氏は、家伝の記す通 だけが異なる。改新の乙巳の変は、六四五年であるから、 載っているが、書紀は三島退去の時期を、皇極三(六四四)年と である。この話は、日本書紀と大織冠伝(鎌足伝)の二つとも 宗業の神祇の職をことわって、三島別業に隠棲したとする伝承 問題を残している。その二は、 うだとしても、鎌足が大和の地を去って三島に退去をした事情 だとすると、神祇職をすすめられた年が鎌足一八才の時になり ならば三島滞在期間はわずか一年であるが、後者ならば十余年 みれば、三島は中臣氏の根拠地の一つになっていたのであろう はどのようなものであったろうか。 若すぎるとし、書紀の方が正しいのではないかという。 家伝は舒明朝の初め(六二九~六三一年頃)として、その点 阿武山古墳を鎌足のものとする説にはなお 鎌足が「大化改新」 家伝に三島別業とあるのを 事件の前、 前者

か。 は三島退去中に軽皇子(孝徳天皇)と緊密に接触をもち、蘇我氏打倒の計画をねるようになる。 ちなみに、 中臣氏の本貫は、 大和高市郡の藤原 (のちに藤原京が形成されるあたり) といわれている。

時期は、七世紀中葉をさかのぼるものではなかろう。 複姓氏族は、 れば、中臣氏が三島の中小首長たちといつの時期かに統属関係をもったことになるわけである。このような 中臣・阿倍・大伴との同祖を主張するものが多いが、彼らが事実上、上級氏族と血縁関係にあったのではな かわる氏族である。直木孝次郎氏によると、氏姓を二つ重ねて氏族名とするものは、中臣氏を筆頭に、 新撰姓氏録神別にみえることである。 藍連は島下郡の安威郷 (阿為神社がある)、 大伴などの有力氏族にみられ、下半部にその地の地名をもつものが多い。姓氏録によれば、これらの氏族は なんらかの意味で、上級氏族に対して、 臣氏と三島の関係を示す二つめの材料は、中臣藍連、中臣太田連という中臣氏のいわゆる複姓氏族が 史料的には奈良朝以前にさかのぼるものはごくまれであり、従って統属関係が事実上成立した 隷属的な関係にあったことを示すもののようである。 太田連は同郡太田神社にか そうとす 阿部

芥川、 的環境をもったとすれば、文化的刺激はいちはやくこの地に伝わったと思われ、 ほとんど不明な今日、 の地域の豪族たちの氏寺とみるべきであろうが、 三島におけ 仏教受容 女瀬川、 安威川で仕切られた三島の首長層の勢力圏ごとにみとめられる点は注目すべきで、それぞれ 郡の梶原寺、 古代の三島には飛鳥白鳳時代にさかのぼる寺院が数カ寺ある。 寺院の性格を断定することはできない。三島がその地理的位置や、前述のような歴史 芥川廃寺、島下郡の太田廃寺、 出土瓦から寺院趾を推定できるにすぎず、 穂積寺などがそれである。これらが、 西国街道を東から西に、 寺院が建立されたのも畿内 伽藍配置などが 桧尾川、 島上

足



しており、今昔物語には京から播磨 が残っていて、僧房があったことを示 た東四方院、西四方院、末房等の字名 く寺であったのであろう。近くにはま よぶ小字名があるから、街道に門を開

使いの者が、

梶原寺の僧房に泊

の中では最も早いころであったろう。

梶原寺は、

西国街道の南縁に大門と

寺域内の現畑山神社の境内は、はやくから奈良時代前期の瓦の出土する所として知られている。 史』延暦十一(七九二)年四月の記事 たことが記されている。 は僧寺と尼寺のあったことが またこの寺に 『類聚国

期

芥川廃寺は郡家の素盞鳴命神社(神郡社)の境内付近にある寺院跡である。 この一帯からは奈良時代前

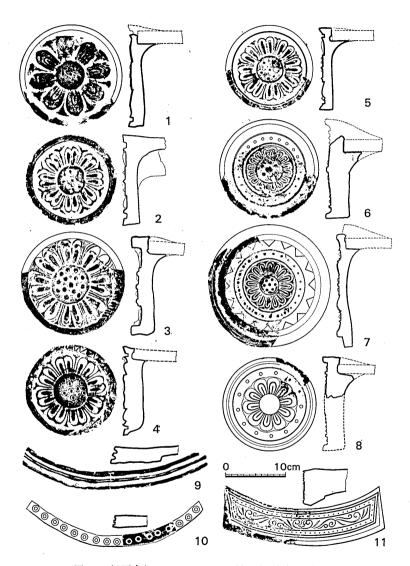


図160 梶原寺(1~3・5~8・10・11)梶原瓦窯(4・9)の瓦

■ 古代の高槻

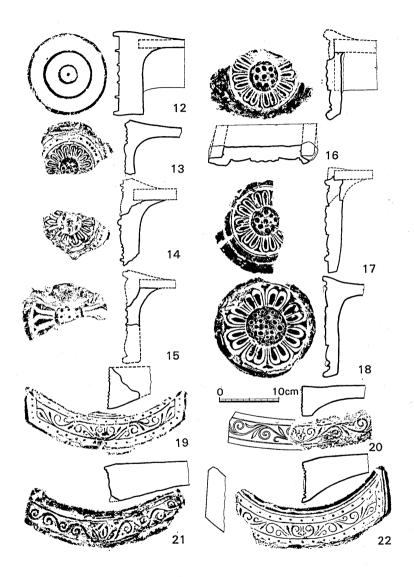


図161 芥川廃寺の瓦(12~22)

を試掘して、地表下二メートルまでの間に瓦堆積のあることが確認されている。境内の東北寄りで、 の瓦が出土し、 相輪の破片を採集しているほか、鬼瓦片や「西寺」の陽刻のある平瓦も出土している。郡衙に近い位置 神社の手洗鉢には塔心礎が使われており、 境内には礎石が散在している。境内すぐ南の水田

にあり、三島県主の氏寺かと考えられている。

時代にかけての軒瓦や棟端を飾る鬼瓦も出土している。この寺は中臣太田連の氏寺と考えられる。 されてしまったが、 在東京国立博物館に収められており、白鳳時代の貴重な遺品とされている。廃寺跡からは飛鳥時代から白鳳 島下郡の郡衙跡と推定される茨木市郡には穂積寺がある。この寺跡からも白鳳時代の軒丸瓦が出土してお 島下郡には太田、 穂積の二つの寺がある。太田廃寺は伝継体陵のすぐ南の茨木市太田にあって、 明治の開墾の折に舎利容器を納めた塔心礎が出土したことが有名である。 舎利 今は破壊 容器は現

われる寺もあるが、本市外であり、茨木市史に適確な記述があるのでここでは省略する。 この地域に勢力をもっていた穂積臣の氏寺かとされている。 このほか、島下郡には春米寺や三宅廃寺と

Ξ 島 成 ⊐ 立 ォ 成立をみたのであろうか。そのさい具体的にはヤマト政権と特殊な関係にあった三島県主が 律令制地方行政組織としての三島郡、 あるいはその前身の三島評は、 いつ、どのような形で

存在したことを考慮にいれておかねばならないだろう。

制下の国郡制のような、 などによる支配方式、すなわち氏族別の族制原理をぬけだしていないものと考えられる。それならば、 般にコオリ (解) は難波朝廷の孝徳朝ごろに成立したものとされる。 人民の地域的編成をともなうものではない。むしろこれは、それまでの国造、 この段階のコオリはしか 県主 なに 律令 川 古

れたことはむしろ疑問視される。 世紀になっても旧来の県主一族が郡領の地位を確保しつづけている事態を考えれば、この段階で評制がしか しく、国造との同質性が強く、 た政策は、 期以降成立をみる。このことは、いうまでもなく、県主一族と別に、ここに住みついた渡来系民族をふくめ が成立してくることがあげられる。三島においても、弁天山のほかに、塚脇、安満などの群集墳が、この時 い、朝鮮三国の地方制度をモデルに評制をとりいれたものと解される。この時期の評の長は評造といったら 六世紀後半ごろになって、全国的に顕著な事象として指摘されていることに、群集墳という中小の古墳群 中小の首長層が新たに抬頭してきたことを示している。このような事態に対応して、ヤマト政権がとっ 新興首長層と伝統的な旧来の首長をあわせて、この段階における首長の上下関係の整 評はいまだ官僚組織の体裁をとるところまで進んではいない。三島では、八 理 を行 な

ゆえにこの段階において全国的に評制が採用されたのであろうか。

された。人民は家父長によって統率される世帯共同体ごとに戸籍に登載され、国家の土地をわけ与えられる にあたる)というような評の官僚組織もできあがり、 評をおくという、 に国家所有の人民を登録したもので、したがって戸の籍ではない。五〇戸をもって一里を編成し、その上に によってである。 みた時期である。民衆を地域的に編成する支配方式が確立をみるのは、持統四(六九○)年の庚寅年籍の作成 三島の民衆にとって、大きな変化は七世紀も末に近いころにやってきた。それは律令国家じたいが成立を 律令制の地方行政組織の基本は、ここに確立した。 ついでにいえば、 わが国最初の戸籍といわれる庚午年籍(六七〇年)は、 正しくは氏族別 政府が派遣する国宰、 評督、助督、 国司(くにのみこともち) 書記官 (のちの主政・主帳

する一介の地方官になった。

として、ヤマト政権に隷属していたかつての姿はそこにはもはやない。 方、租・庸・調・雑徭などの全国一律の賦役を負担する義務をおった。県主によって、配下の民衆が全体

といえる。国司の行政権限が拡大し、相対的に郡司のそれは低下し、郡司はいまや国司の命令を忠実に実行 れと比べれば、それほど大きくはない。 大宝元(七○一)年、大宝律令の施行によって、国評里制は国郡里制にかわる。この変化は一○年前のそ しかし国郡里制の採用は、 律令制支配のより徹底化を意図したもの

れたのも、同時期の同じような事情に基くものであろう。このようにして、三島地方における律令制の行政 いころの表記と考えられるし、大和の添県が所布評 (七○九、七一○)年頃のものと推定される木簡に、「三島上郡」とあるのは三島が上・下に分割されてまもな なって、全国的に郡の分割、統廃合がすすめられた形跡がある。最近平城宮跡から出土した、 和 銅 二、 三 三島郡が上・下二つの郡にわけられたのは、この段階においてであるとおもわれる。大宝令の施行にとも (藤原宮木簡) になり、それが添上・添下 二郡に分割さ

第二節 三島郡の条里制とその遺構

組織は成立をみるのである。

農 古 村計 画 の 弥生・古墳時代以来、しだいに沖積低地への居住および水田開発が進展し、古代 に 淀川沿いの低湿地を除いては、その大部分が水田化されていた高槻市域南部 の は 低 すで 地 に

規則正しく走り、 れて好対照を示し、 の空中写真によって、 い集落や台地上の耕地が不整形の区画となっているのに対して、沖積低地の水田 近年の急速な市街地拡大に見舞われるまで、 碁盤目状に区画された水田がひろがっていた。 口絵の写真は 一九四八 柳川の流路もまた水田の区画に沿って直線的に走っている。 富田東部一帯の水田とその区画を示したもので、 道路 や連半、 水路などがほぼー 富田台地 定の間隔で、 は東西南北に整然と区画 先端部に立地する富田 (昭和二三) 東西、 年撮影 南北 の古

くない。 市でも施行されたが、これは条坊制という都市計画にもとづくもので、 画 る。 このような碁盤目状の区画は、古代の農村計画ともいうべき条里制の施行された名残りで、 (条里制土地割、 しかし、 条里制も条坊制も、ともに古代律令制下における地域計画として、原則的には共通点も少な 条里地割ともいう)と呼ばれている。 碁盤目状の土地区画は、平城京や平安京などの古代都 条里制とは区画法や規模を異にして 条里制 土地区

発方式として採用されはじめ、 きないので、いろいろな解釈や仮説が出されている。 ると考えられている。 八世紀前半にかけて、 条里制 六世紀頃にアガタやミヤケなど大和政権の強い影響下におかれた地区で、先駆的な方格地割が水田の開 土地区 「画がいつどのようにして施行されたのかという問題については、 耕地を掌握し、 律令制が整備され、 班田収授制を円滑に実施するために採用された土地制度が条里制であ 中央集権的な国家機構が確立していった七世紀後半か 定説化した結論はまだ出されていないが、 史料的に確 かめることが 般 的 ĸ で

条里制にもとづく基本的な土地区画は、 六町 (約六五四メートル) 四方の 「里」と、 それを三六等分した一

条の方向 町 行地域では、例えば 条と里の数詞ナンバーが始まる方角にあたる隅の坪を一ノ坪とするのが原則であった。 け方、すなわち坪並には、図一六二のように、連続して数える干鳥式と、折返さず数える平行式とがあり、 位置を示した。さらに、坪については、里ごとに一ノ坪から三六ノ坪まで番号がつけられた。 は、長さの場合は約一・八メートル、 地の形状は、前者では巾六歩長さ六○歩の長地型となり、後者では巾一二歩長さ三○歩の半折型となる は坪の一双の対辺を五等分し、他の一双の対辺を二等分して一○等分するものであった。したがって一筆耕 二里・三里……と縦横に条と里の数詞ナンバーをつけ、この両者を座標軸のように組合せて六町四方の このような条里制土地区画が広い範囲にわたってひろがる場合には、一条・二条・三条……および一 (約一〇九メートル) 5 4 3 2 1 坪を一○等分する方式は二つあり、ひとつは坪を縦または横に細長く一○等分するもので、もうひとつ 7 里の方向 9 8 10 22 20 29 28 27 26 25 30 35 34 33 「摂津国島上郡九条五里三五坪」というように、田島や家地の所在を正確に表示するこ 36 32 31 四方の「坪」であり、各坪は一反 (三六〇歩=約一二アール) ずつに一〇等分 され 条の方向 5 3 2 1 4 6 12 8 9 10 11 里の方向 7 面積の場合は約三・三平方メートル)。 15 17 16 13 18 35 条里の坪の数え方 平野、 秋田 あった畿内の平野や盆地を中心に、近江盆地、 などで確認されており、 とができた訳である。 条里制土地区画の遺構は、今日では、北は岩手 「両県から南は鹿児島県に至る平野部や山間 ことに古代の政権所在地 かくして、条里制施 この番号の 篠山 て 重 里

上野盆地、

和歌山平野、

姫路平野、

桧尾川と芥川にはさまれた地区の条里制土地区画は、

正方位の阡線、

陌線がともによく残されており、

平野などでは、 地 亀岡盆地など畿内周辺の諸平野や内陸盆地、 平野や盆地床のほぼ全域にわたる広範囲な遺構が知られている。 さらには瀬戸内海沿岸や北九州の諸平野、 濃尾平野や福

井

がら、 究』二三巻・昭四七〕、『茨木市史』や『島本町史』も論及しているので、水無瀬庄」『人文研』、『茨木市史』や『島本町史』も論及しているので、 0 『論考があり〔「古代三島地方における政治的領域」『追手門学院大学文学部紀要』第五号・昭四六、服部昌之「淀川右岸地域の条里と『論考があり〔天坊幸彦『上代浪華の歴史地理的研究』大八洲出版・昭二二、大越勝秋 『摂津国条里制関係史料集↑』昭三五、千田稔 髙槻市域を含む淀川右岸地域(三島地方)の条里については、天坊幸彦、 高槻市域の条里制を中心に概観しておこう。 以下、 主としてこれらの論考に 大越勝秋、 千田稔、 服部昌之等 より な

ケ池、 東西陌線に比べて南北阡線の方が明瞭に残されており、 沖積低 海道本線付近)までで、 東麓まで続いており、服部昌之はこれに主条里と名付けた。 長く突出している前島地区には条里制土地区画の遺構が残されていない。 この梶原・萩之庄地区の条里制土地区画の北限は安満山南麓に形成された小さな複合扇状地の扇端部 区 主条里の東端にあたる五領小学校(五領町)の東辺を限る街路から桧尾川に至るまでの条里制土地区画は、 里 画 1の分布 大野池の北西方までで、 |制土地 地にはきわめて連続性の良い正方位の条里制土地区画が広く展開し、 在していたことが確かめられる遺構の分布を図示すると折込付図のようになる。 まず、高槻市域を中心として、 扇状地上には及んでいない。 かつては中洲であった上牧、 現在にまで跡をとどめる条里制土地区画、 一方、 南北阡線の方位はN°Eとやや東偏の傾向を示す。 高槻市域はこの主条里の東半部に相当する。 鵜殿地区や淀川と桧尾川にはさまれて南方へ細 南東辺は淀川の旧分流の名残りと推定される内 西方へは茨木市域の千里山丘陵 および近年まで存 市域南部 (国鉄東 0

全



写29 高槻市南東方の条里遺構と通称辻子水路の蛇行 (1:1000)

神服 般的 れ 桧尾川 辻子三丁目以東では、 土 地 構を追跡できるが、 部谷では、 に 谷口の安満から古曽部にかけて、 は高槻丘陵南麓の傾斜変換線まで達しているが、 とんど認められ い 変が著しく、 区では城郭および城下町の建設にともなう土 以南の野中、 抽 ō は遺構が残されておらず、成合谷にも痕跡がな るものは、 (上掲写真)、 勾 割が乱れている。 神社の南方約三〇〇メート にきわめて連続性が良 流路の名残りと推定されるメアン |配が比較的大きいことや芥川 その北辺中央部付近の扇状地に鎮座する式内 城下町 新川之町 それ以西では番田 中小路、 *ts* い 谷の北半部や芥川の沿岸では、 の街路 中 この地区の条里制 から京口に至る東西街路以 大塚、 世前 方、条里制土地 で条里制 期 番田などには条里 の ただ、 ル 1井路 集落の立地する扇状 人工的河道 (三町) 土地 0 の 高槻 乱流などのため 北岸までで、 区画 土地 ダ 区 1 までは条里 画を踏襲し の 流路 1改変以 の 区 旧 地区画の)南限 画 城下 桧尾 の 0 前 北 扇状 北 町 服 改 て 地

富田 ばず、富田台地の北半部をおおっているにすぎない。 本町では低位段丘の南麓にまで達しているが、今城塚以西では丘陵地の南麓に形成された扇状地上まで 的であるが、その土地区画は元来主条里のそれと一連のプランであったと推測される。 この間、唐崎集落北方の、仮製二万分の一地形図 で及んでいることで、 により多く流れ込んでいたことによるものと考えている。 をみると大きな河跡湖があり、ここから淀川の本流ないし本流に匹敵する有力派川が古川と寝屋川筋に長期 落南方から三島江集落西方にかけての土地区画は、 えられる)に沿った部分と西面集落の付近では、 0 間流れていたことが、 整理によるものと推定される。 のびる水路(この水路は中世末~近世初頭の芥川付替まで旧桧尾川と合流して玉川に注いでいた旧芥川の名残りと考 芥川以西の条里制土地区画で注目されるのは、その遺構が番田井路、 芥川以西の条里制土地区画もまた、正方位の阡陌線が明瞭で、その連続性も良い。 現淀川堤防直下にまで及ぶ条里遺構の存在は、 台地南半部は、 茨木市域に属する継体天皇陵付近から半島状に突出した非条里地区の先端部にあたる。 とくに柱本では標高四メートル前後にすぎない淀川堤防直下まで遺構が明白である。 古川・寝屋川沿いの大規模な旧流路地 柱本の対岸は寝屋川市木屋 土地割がかなり乱れており、 淀川の水流がか 〔史』第四卷[]折込付図参照[明治一八年測量、『高 槻 市] 整然としてはいるが条里制とは異質で、 台地面の起伏が相対的に大きくなる阪急富田 ・太間にあたり、 形の存在によって推定され、 つては現流路よりもむしろ古川・寝屋川筋 玉川筋をこえて西面、 に描かれている東北東から西南西 ここには仮製二万分の 残されている条里遺構は断 その北限は東部 これに対して唐 服部昌之は、 近世以前の区 柱本地区にま 駅以南 地 の は及 形図 崎集

見当らない。

0

家

本

画

8. E方位の条里遺構(島上北部条里)が確認されている。

33W方位の山田上条里とN5Wの山田下条里)が認められる。 一方、 主条里の北東方、 N33W方位の条里遺構(島下南部条里)がみられ、 千里山丘陵を刻む山田川の河谷にも小規模な条里遺構 高槻市域以外の三島地方における条里制土地区画は、 部は勝尾寺川の河谷にまで侵入しているほか、千里山丘陵南東麓の吹田市千里丘から末広町にかけては 主条里が前述のように千里山丘陵東麓まで達し、 島本町の沖積低地ではN N

目される。 混在していた島上郡の一一条と一二条が、それぞれ島下郡の一条・二条と重復して設定されていたことが 差異を無視して、 で、条呼称は島上北部条里、主条里、島下南部条里、山田上条里、山田下条里を一括し、条里制土地区 大要を明らかにし、服部昌之がそれを補足整理した。図一六三は服部昌之によってその概略を示 の 並 三島地方には条里の呼称をそのまま伝える条里地名はほとんど残されていないが、 の条里に関する史料はかなり豊富である。三島地方の条里呼称については、天坊幸彦がその 東から西へ、島上郡と島下郡という郡単位に数えた。その場合、 両郡の境域が同 したも この 一条内に 地方 画 の

べ が、 同七丁目付近が一六里に相当したと考えられている。 平地が少ない島上北部条里では四里まで、主条里では、 今日まで残されている条里関係史料や小字名、条里制土地区画の分布などを総合して、図一六三のより 以下平地の南北幅が拡大するにつれて里数も増加して、 方、里呼称の方は、条ごとに一里の起点を異にしているため、そのすべてを復元することは困難である 島上郡一○条では高槻市域南端の柱本四丁目、 東端の島上郡三条が二里までにすぎないのに対

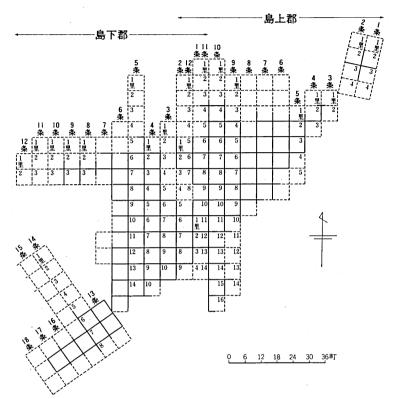


図163 三島地域の条里呼称概略図(服部昌之論文による)

前述のように、芥川地区から の南麓にあたる服部谷には、 頂を起点としている。この山 中間に位置する標高一九二・三 条は服部谷北端と原盆地との を有する島上郡一〇条・一一 討すると、もっとも北に起点 たものに限ってその位置を検 里遺構は認められないが「一 谷奥の芥川谷口左岸には、条 条三里の南端) まで追跡され、 谷の南半部(一〇条および一一 延びてきた条里制土地区画が メートルの三角点を有する山 いて、一二条一里に相当して ノ坪」という小字が残されて

里の起点は複雑で、

判明し

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·								,			
南天道 神田ン 神田ン ン	10番/ へく	上次版	富西	ちょう 村垣内	西善	東普	惠坊	垣内	北東 久保 南東	一丁田	道長田
北 西五 東五 北大 狐 反田 反田 オーカー 南大畑ケ	交 田	宮/田 五	宮西	松原	盐	*/木子	高坊	中島	久保島	连	津
北 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東	度々	池古覧	ツォ	宮ノ馬場	中大 豆田	能勢了	大将軍 5 	六角	千 代 	新 在 家	之地
下登り落	動	住地	s)_'-[宇木	下大 豆田,	金竹 (E Z	松ヶ本	井関	聚 庭	江南
南段具・自・東・	後	西湖	扩	東池下	荒木	: <u> </u>	养入	古家	庭井	.# 	庫
東自オー	ハイ 東原			学	陣田	西宗持	東宗持	葛原	才田	舟頭	舟 カーカーカー カーカーカー カーカーカー カーカーカーカーカーカーカーカーカ
才 垣添 「一」 新北町 「	新西グ	浦町 北ノ 県 「新・ロ町」 中町/新	ジ デーン~ デーオ本	町角		P⊞		餅田	田 田 田	#	青井 青井
	り場と		<u></u>	i	the	横枕	西平田	東平田	ピカヘ	* # / / / / / / / / / / / / / / / / / /	一下柳原 足 桝原 鍋
Y	[m]m] \	国崎町 国崎町	下屋敷	溝尻	キュキ	鬼	塚	ツノメ田	昼当場	川井	ム田 本田
北東西西西	之町ーへり て「横」	南コイ	/ 北立子 	高高	電手、	井料	貝田	: 24	九反田	九	ノ坪 韓田
小山 一角 「 万国田 一万国田 一 万国田 一 万国田 一 万国田 一 万国田 一 万国田 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	, r-1	東開キ 日本	南立子	福ノ和田		石宇田	須磨ノ 和E	- <u>釜</u> 頭	東釜頭	口牧	芝
「つ」「「一」」「「一」」「「「」」」「「「」」」「「「」」」「「」」」「「」	西開キ	コブラ 佃田	ヱイ	六ノ坪	五/坪	四ン坪	勢町	伊勢町		六ノ坪	上貝田
慶瑞寺前 大名田 リ 大名田 リ	北柳	水切 北吹ケ	西七 ノ坪	東七 ノ坪	八/坪	九ノ坪	北十 ノギ	北畑	川畑	久	生
条里地名	南柳	吹ケ	E	日南七 ノ坪	高黒	+#	南十 // t	南八田		住	
 高槻市域界	コモソウ	简井尻	i.	矢本	赤狩	知黒	+ 5	三ノ坪	セア	西五 位田	東五位田
	高川田	浅子		川添		牛出 :		北赤柱		西五位	東五位田本上之町活力
太文字大 字 名	東ミ クリ	高川添	İ≡	西猫問	中猫問	東猫間	E 1	 南赤柱	===== =====	位田	(語) (語) (語)
細文字小 字 名 - 0 200 400m	葛原	井ノ尻 コイ	百		4	叉助	<u> </u>	長面	北池ノ坪	五点	長崎
		:-		r	1		1	7	1	1	<u></u>

図164 富田南東方の小字図

述べている。 ないかと考えられよう」と 条里坪付けを施したのでは る耕地をも掌握するために 小規模断片的な耕地が条里 とも、条里呼称整備期に、 る方格地割を施行できなく 谷底平野において、整然た 流に沿って山間部に延びる る事実も、三島平野から河 「条ごとに 里の起点が異な 里呼称がつけられたことを る場合には、原則的にかか 地割施行地から連続してい 示しており、服部昌之は、 全水田を包括する目的で条 いる。このことは服部谷の なっていたことが判明する。

 \mathbf{III}

すが、 認められないこともまた事実であり、六~八条の里呼称については後考にまちたい。 半部のみが条里坪付の対象になったというのも不自然である。しかし、今日成合谷には条里遺構の片鱗すら 郡九条の起点にそろえて図示している。このことは成合谷の南半部のみが条里坪付の対象となったことを示 たく行われていなかったということになる。 この服部の推定が正しいならば、 成合谷は役の行者の開基と伝える神峰山寺・本山寺へ桧尾川沿いに達する通路にあたる訳で、 条里坪付の対象外に位置している原盆地では、当時まだ耕地 また、 服部は、 推定線ながらも、 島上郡六~八条の起点を同 の開 谷の南 発が

西へ坪を数えたのち、 続し、さらに同一里内に十五、十六、三ノ坪(二三ノ坪に相当)、三十六という小字名がみられる。 残しているのは口絵写真に示した富田東方の地区で、そこでは図一六四のように、四~十ノ坪が干鳥式に連 これらの坪地名から、 一○条一○里にあたり、 坪並については、坪地名が数多く残されているため、その復元は容易である。もっとも集中的に坪地名を この地域では里の北東隅に一ノ坪がはじまり、まず条の進行方向と同様に六ノ坪まで 里の進行方向に従って南へ折れる千鳥式の坪並が採用され、 その北東に接する九条八里には小字十四、十五、九ノ坪(二九ノ坪に相当) 里の南東隅が三六ノ坪と が この里は ある。

土お **畦畔遺構を発見した[市安満遺跡の糸里遺構』昭四八]。 図一六五の断面図にみられる黒色砂質土層がそれで、** よびスキ床、 里 発 掘 構 よって実施された発掘調査は、 灰色砂質粘土、 九七二 (昭和四七) 灰褐色粘質土の三層の下に位置し、 年に八丁畷町の京都大学農学部附属高槻農場の南西隅で、 同調査地域の西端にあたるA区において、 南端のA―一区では標高六・二~六 南北方向にのびる 京都大学に

耕

第二章 律令体制と三島

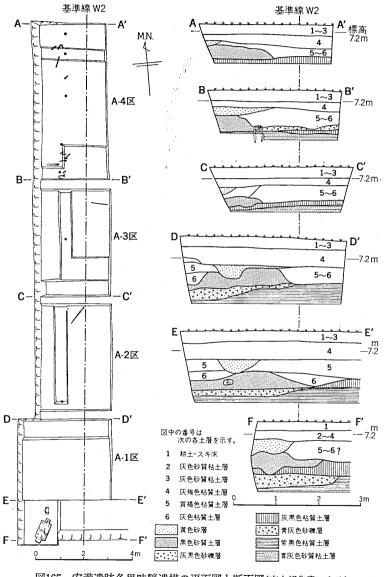


図165 安満遺跡条里畦畔遺構の平面図と断面図(京大報告書による)

ないしは条里制土地

このほ

かい

高槻市域で

は

郡家川西遺跡、

上田部遺跡、

宮田遺跡、

安満遺跡

(高垣町)

などで、

上田部遺跡および郡

蒙川 条里

西遺 遗

条里制

土地区画

跡で発見された、統一区画を有する主条里に先行する異方位区画の存在を暗示する遺構や、

区画との関連を示唆する発掘事例が積み上げられており、

と古代・中世の集落との関連を検討する資料を提供した宮田遺跡や安満遺跡などが注目されるが、

古代の高槻

 \mathbf{III}

五〇セ 三メー ン ١ チ ルを測る青灰色砂礫層の上に盛り上げられたように堆積している。この土盛りは、 メート ル 裾の東西幅は二・四~三メートルであった。 最高部で厚さ約

が、 西側 紀末を下限としうる可能性があるので、奈良時代の一時期に考え得るかも知れないという[告書]。 位をとる島上郡主条里とほぼ一致している。 の畦畔遺構を切り込んだ黄色砂層の溝中から出土した奈良時代末の須恵器杯が二次堆積物でないならば八世 の間隔で打ち込まれており、A―三区でも一本、A―二区では二本の杭が同様の状態で検出された。 四区ではさらに、 る杭と考えられ、 三センチ この畦畔遺構は、 A―四区南壁の断面では、 高槻付近の磁針方位は真北より約六・五度西に偏している だは水路が並行して走っていたと推定されている。畦畔遺構の走向は磁北より約五度東に偏 у П ŀ ル その先端は土盛りをのせる青灰色砂質粘土層に三〇センチメートルくい込んでいた。A-畦畔の東肩に相当する部分に、 の丸木杭を二本打ち込んでいるのが見つかった。この丸木杭は黒色砂質土の土盛りを支え 前述した島上郡主条里の六条一九ノ坪と七条二四ノ坪との間の里界線上に位置し、 黒色砂質土の東裾に一五センチメートル大の板石を裾え、その両側に直径二~ この畦畔が築成された時期は六世紀前半以降で、 畦の方向と並行して七本の丸木杭が約四○センチメー (一九六七年) ので、 その走向は A-四区北 正 し て 南 北 い その ۲ 方 る ル

現段階

はなお不明な点が多い。

第三節 律令体制下の三島

が、これまでの長い研究史の歩みであった。それを統一的に理解しようとする見解もあるが、籍帳自体がも しての村落・家族とは別のもので、政府が適宜つくりだした擬制的なものだとする意見が併行して き た の されているはずの実態を強調する議論と、地方において、これをまったく否定して、籍帳の里・戸は実態と 時の実態としての村落や家族ではない。このような籍帳のもつ資料の性格から、一方において、そこに投影 配のために、より直接的にいえば、租税賦課等の単位として編成した里や郷戸であり、それは必ずしも、当 つ資料上の制約の壁はあついのである。 村 族 落 の断簡をほとんど唯一つの材料としてきた。そこに示されているものは、律令政府が人民支 従来、古代ことに律令制下の村落や家族の研究は、 正倉院に伝わる八世紀初頭の戸籍や計帳

それは考古学の発掘調査による資料である。一九六〇年代にはいって、高度経済成長政策は日本列島の多く 埋蔵遺跡を破壊した。集落遺跡もこの例にもれず、調査終了とともに永久に姿を消してしまったものが多 近年になって、古代村落の具体像をより直截に示すまったく別の次元の資料が提供されることになった。 |の時代の村落の最近の発掘事例としては、近畿についてみると、和歌山市の吉田遺跡、 干数百年地下に保存されてきた遺跡は、いまや調査員の悪戦苦闘の記録だけをのこすのみになった。 四日市市の貝野

平地式住居が

一般集落の家屋にとりいれられるようになったことは、

民衆の生活に大きな変化をもたらし

III

てよいであろう。

遺跡、 貴重なものである。 のである。ことに本市域のこれらの集落遺跡は、 同西ヶ畑遺跡などが他県の例であり、大阪府下では高槻市の郡家今城遺跡や郡家川西遺跡が顕著なも 畿内における古代村落の具体像を示してくれる材料として

うになることがわかった。奈良県佐味田宝塚出土の有名な家屋文鏡や、群馬県赤堀の茶臼山古墳出土の埴輪 教科書にも採用されて有名な長野県塩尻市の平出遺跡の例はたしかに竪穴の住まいである。 されるようになるのは、先進地域の近畿においては七世紀ごろのことであるらしい。 魚木をあげ、窓を設けた掘立柱の建物に住んでいたことが知られるが、一般民衆の家屋に平地式住居が採用。 あげた最近の諸遺跡の調査によって、近畿地方では、七世紀ごろには、 かなり遅れて中世にはいってようやく部分的に平地式住居へ移行するといわれる。 近畿のこれらの集落遺跡で検出される家屋は、 般民衆の家屋といえば、竪穴住居が普通であるとされてきた。発掘調査が進んでいた関東の集落跡や、 壁をもちあげた平地式あるいは高床式のものがあって、豪族たちはすでに古墳時代の早くから、 平地式の掘立柱建物が多い。従来、 民衆も平地式の掘立柱建物に住むよ 関東、 古代 (八、九世紀ごろ) しかし、さきに 東北の地域では 棟に堅勢

的なものが考えられよう)、 家屋は、より広い範囲に た。竪穴住居がつくられる場所は、 人間が住むことを可能にした。このことは、 人口増など、 低湿地をさけて、 生産力がたかまった結果もたらされた生活 様式の変化であるといっ 丘陵地や台地縁辺に限られるものであったが、 可耕地の増大、 整備 (条里制地割の先駆 平地式

367

第二章 律令体制と三島 八メートル)程度で、桁行三間の小さなものまでがある。 後者の例は、 今日の普通の木造家屋が、 割で区画されている景観が想定される。 割に規制される形になっている。さらには、集落の地に接して、共同墓地とみられる土壙墓群があり、集落の のなかに、 きの建物などは床張りの家屋かもしれない。 れ、壁はたて板を柱心にたてならべたもので、床は土間のままであったらしい。 わち柱と柱の間を六尺とするのとほぼ同規模である。ただし、 九尺(二・七メートル)で桁行三間から五間の身舎に南北廂あるいは三面廂をもつものから、 ただし、単位集団ごとに、建物規模にはかなりの差異がみとめられ、主屋が、柱間八尺(二・四メートル)~ 南側面には、耕地がひろがっている。集落、墓地、耕地が近接してあって、それらが全体として、条里制 えるものが、 い。古代村落はむしろ耕地との一体性を前提とはしていない。家屋は、主屋一棟、一、二棟の付属屋、倉庫 棟、それに井戸一基が一セットをなしており、これが、この集落の単位集団の構成物であるとみられる。 郡 東大寺奴婢帳には、大宅可是麻呂が東大寺に献上した奴婢のなかに、 家 今 居 条里坪界の大溝がはしっており、建物の方位も一定の方向性をもつなど、集落全体が条里制の地 跡 城 この小規模家屋に相当しよう。「板敷屋」と記される床張りをした建物もあるが、 も約三○○メートルにおよぶもので、そこで検出された家屋棟数は約一四○棟である。 さて、ここで本市の郡家今城遺跡の具体像についてみることにしよう。 このことは集落と耕地が一体的なものとしてあったことを意味しな 廂をもつ建物の居住者は、この集落の富裕な階層で 屋根は薄板をならべただけであったと考えら 島上郡濃味郷 当時の文献に「板屋」とみ 遺跡は東西、 (野身) 柱間六尺(一 にもと貫せ 前 あ 記の廂 一間すな 7 南 たろ

られていた奴婢一四人がみえている。律令政府に認定された家内奴隷が、三島の地域にも多くいたことをう

北と

地

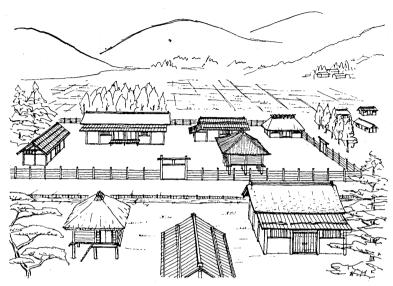


図166 古代の人たちの住居(郡家今城遺跡復原図・宮本長二郎氏作図)

も倉が単位集団ごとにみられることは重要な特徴

た生産と生活のまとまりがみとめられる。

なかで

には井戸と倉庫を共通にする、それなりに完結し

成単位である戸

(郷戸)

を考えてよかろう。

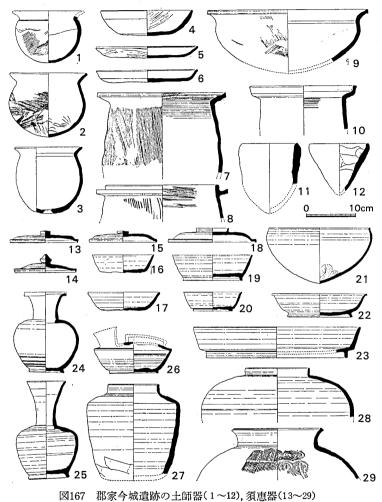
そこ

郡家今城遺跡の単位集団は、郷あるいは里の構

私奴婢をかかえた富裕層がいたことを 推 定 さ せにすえた平均的な郷戸にまじって、戸口のなかにられるこの村落のあり方も、律令政府がその基礎かがわせる資料であり、郡家今城遺跡によって知

る。

第二章 律令体制と三島



THE STATE OF THE S

■ 古代の高槻

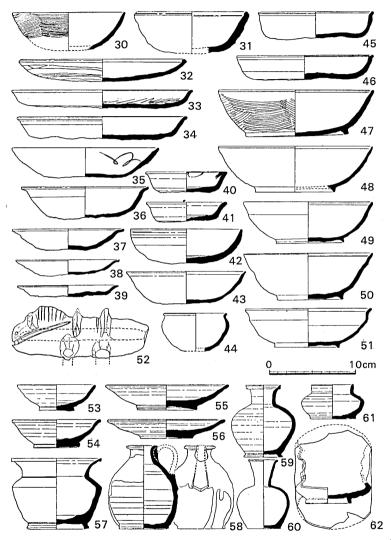


図168 郡家今城遺跡の土師器(30~47), 黒色土器(48~51), 土馬(52), 須恵器(57~62), 緑釉陶器(53~56)

第二章 律令体制と三島

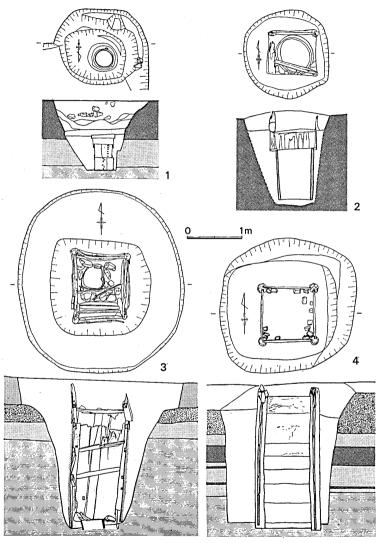


図169 郡家今城遺跡の井戸(1~4)

Ⅱ 古代の高槻

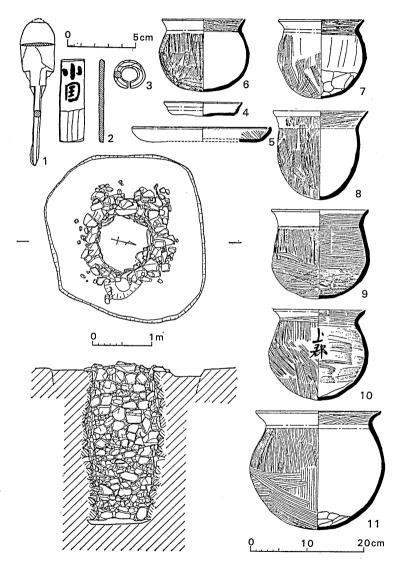


図170 郡家川西遺跡の井戸と内部の遺物 〔鉄鏃(1)・木簡(2)・金環(3)・土師器(4~11)〕

とはたしかである。

寝間、 物のなかを間切りしてさまざまな住まいの機能を充足させるようになったのは近世以降であるといわれ、そ の家屋にあてはめることは危険であるが、郡家今城の集落構造を考慮するさいには参照すべき材料であるこ れ以前は現在わずかに南九州や沖縄にのみのこっている分棟型すなわち簡素な建物を数棟を建て、 数の多さだけから説明しえないようである。 すなわち、 日本の民家 (庶民住宅) が今日のように、 倉などにあてたという形態が一般的であったことが推定されている。 これを直接的に古代集落 それぞれ 一つの建

のである。 られて、そのまま移し建てられたようなものである。この時代にはまだ、都は田舎ぶりのつよいものだった 巻物にみられるような、 いるが、 近年発掘調査が進みつつある奈良県の平城京の場合、貴族住宅ばかりでなく、庶民住宅も多く検出されて その家屋構造や建物配置が、郡家今城遺跡の例におどろくほどよく似ており、それは平安時代の絵 平安京の町屋とは様子がちがっている。農村の家屋が、みやこのなかに宅地を与え

紀におわるのも偶然ではない。古代村落はこの時期に一応の終末をむかえるようである。 郡家今城の集落は、一〇世紀には消滅してしまう。はじめにあげた近畿の集落遺跡がいずれも、九~十世

務は、 地方行政組織のなかで、実際上の人民統治の拠点であった。租税物資をまとめ、 在地豪族の力をかりずしてはなにひとつできなかった。 駅 郡ある 島上郡の郡衙 Ų は郡山の地名ののこるところといわれる。 (郡役所) は高槻市の郡家の地であり、 郡衙には、政治を行なう政庁のほか、 郡衙はその郡の中心にあって、 島下郡のそれは、茨木市の西北にある 班田を行なう等々の行政実 稲をは

島上郡に五郷、

島上郡衙については、



る。

に四十数棟の倉庫がたちならんでいたことが わかって

さんの倉庫があった。これを正倉というが、

有名な常陸国新治

.郡衙

(古郡遺跡)

の場合、

政庁のまわり 郡衙跡として じめとして領民からとりたてた諸物資をおさめておくたく

をみるものといわれている。 うな郡衙は、さきにものべたように、七世紀末ごろに成立 高燥の地には、 憶に新しい。 年五月、重要な遺跡として国の史跡に指定されたことは記 墨書した土師器 れるものが、最近とみに発掘されているが、それらは出 島上郡衙 東は芥川で限られるまとまった地勢であり、 は、 南は西国街道に面し、 倉庫群があったと推定されている。このよ 一部発掘調査が行われ、 (瓮)が出土している。 全国各地で郡衙遺跡と判断さ 西には芥川 一九七一(昭和四六) 木簡や「上郡」と 廃寺が 北方やや

あ

り、

今後の全面的な調査が期待される。

遺物から推して、そのころにいっきょにつくられたものら

島下郡に四郷があったことが『和名抄』に記されている。和名抄は、 一〇世紀はじめの編

の郡数、



写31 神服神社 (市内宮ノ川原元町)

郷数を書いているとされる『律書残篇』のそれと、 上・島下の郷は八世紀ごろも和名抄の記すようなものと考 和名抄を比べても、 ほぼ同数であるから、 島

えてよかろう。

纂物であるから、八・九世紀の郷の数がこれと同じであったかどうかはわからないが、奈良時代前半期ごろ

る二郷は、 されたことに拠ることが明らかになった 寧天皇の名代白髪部 島上郡「白髪部里」とあって、 に最近みつかった平城宮跡出土の和銅初年の木簡には、三 称したことは石川年足墓誌銘にみえるところであり、さら ちがいない。真上が、延暦四(七八五)年以前は白髪郷と 上町、 名抄は、 本市域の関係でここでは島上郡のみをとりあげるが、 このうち、これまでもいわれているように、 服部の三郷は、それぞれ、式内社野身神社の周辺、 式内社神服神社周辺にその根拠地があったことは 濃味、 諸説があって、その比定がむずかしい。 児屋、真上、 (大和国市白香谷にあった王家の部民)と 服部、 この地の人たちがかつて清 高上の五郷をのせて (中扉写真)。のこ 濃味、 児屋に 真 真 ま 和

ついては、

地理志料が氷室、奈佐原の地としたのを、天坊

あろうか。

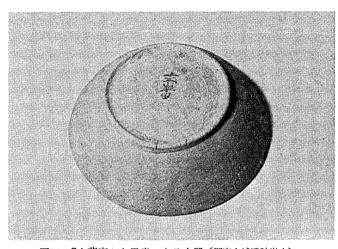
基のつくった布施屋である昆陽施院からきていると推定されるが、島上郡の児屋里もこれとの関連が考えら る神護景雲元年格 [古代] に、大安寺の修理料田が「島上郡児屋里に在る」というわり書の記事を 重 個に考えるべきものであること等がこの場合問題になろう。古代の郷については、集落と耕作田が一 児屋郷長の所管に属し、同郷に属する田地であることは明らかだが、児屋郷の人たちの居住地とは一応は別 幸彦氏は改めて朝野群載にのせる天暦四(九五〇)年の児屋郷長解をもって、 北方の山麓沿いに東から西に書いていることになる。 **うにおもわれるが、児屋を上記の場所に想定するなら、少くとも濃味から服部までの四郷は、芥川の左岸で** 好なところではなかろうか。また和名抄の筆者が郡内の郷名を記す場合になんらかの順序を意識しているよ れ、山陽道沿いの芥川渡しの近くにそれを比定することができるならば、布施屋が置かれた場所としては格 よれば、芥川の左岸で東海道本線と交差するあたりになる。児屋の里名は武庫郡にいま一つあり、それは行 記されている。 い。これには田地の所在地が条里坪付のほかに、在地においてその場所を明示する書き方で「在児屋里」と のとは考えがたく、各郷いりまじった田地の存在が考えられる。筆者はむしろ、天坊氏が否定した資料であ の地をあてるべきだとした。しかしこの文書は、五条一里の田地の売券に関するものであること、この地が 条里坪付は九条五里卅五坪と九条六里二坪(いずれも大針田)とあるから、諸氏の条里復原に 島上郡五条一 里の安満、 視した 体のも

きにのべたように、島下との郡界の近くに求めることができ、地理志料がいうように、氷室、 高上郷は奈良時代の文書に「高於郷」とあり、竹村屯倉と関連づけて考えられている。そうとすれば、さ 奈佐原の地で

格を考慮すると、淀川をはさんで枚方市の楠葉と対岸の島本町の桜井付近であろうか。千田稔氏は、 る。平城京から西国へむから街道に置かれた駅の一つであるが、河内国交野郡楠葉駅のつぎに記され、 のつぎは島下郡殖村駅である。 島上郡内の駅としては和銅四(七一二)年、平城遷都にともなって設けられた都亭駅といわれる大原駅 駅は廐牧令に三〇里ごとに置くことになっているが、都亭駅という特殊な性 西国街 が あ

道沿いの津之江に「馬屋田」なる小字名があるのを重視すべきであるといっている。

圧倒している状況がわかるのであり、律令政府がいかに畿内出身者を優遇したかが知られる。 も二○例前後)。 いが、左右京は別にして、河内、大和がそれぞれ三〇例ほどで、それについで、山背、摂津が多い(いずれ に関する木簡によってその出身地をみると、いまのところ三島郡を本貫(原籍地)とするものはみあた ら な の差はあっても、 ほか、親王や貴族のトネリとなっていることがわかる資料として有名であるが、畿内の村落はいずれも多少 島の土地が天皇家の神祇に特別なかかわりあいをもっていたことを考えさせるのである。 人物で、晩年、七五才で死ぬまでの六年間を神祇伯で通していることも偶然とはいえないかもしれない。三 この土地の有力百姓の子弟たちの多くは、律令国家の下級官吏として出仕したことであろう。 年の山背国愛宕郡出雲郷の計帳は、この郷の有力農民の子弟が、 中央政府の使部・舎人になっている 官 僚 島 上級貴族は当然のことながら、 にのべた。真上にその墓があり、墓誌で有名な石川年足もまた仏教とともに神祇に精通した 神祇の職を世襲的につかさどった中臣氏が三島と特別な関係をもっていたらしいことは前 下級官吏の供給源であったとおもわれる。平城宮跡東南端で出土した下級官吏の勤務評定 これによって下級官僚の出身国についても、 四畿内が他国 神亀三(七



写32 「玄蕃寮」と墨書のある土器(郡家今城遺跡出土)

なかでも天平宝字三(七五九)年、 越中国掾として、東大寺の荘園図に署名している宗麻呂は、

もっとも出

世した部類に属する。

三島の出身者が官僚として出仕していることが資料上たしかめられるものは、三島県主一族に限られる。

神藤景雲三(七六九)年、伊勢の飯高公や左京・右京の神藤続連とともに宿袮姓を賜わった正六位上三島県主広調は、どのような官職についていた人であろうか。なお三島は、どのような官職についていた人であろうか。なお三島は、どのような官職についていた人であろうか。なお三島野郡載所引の天暦四(九五〇)年の文書から知られる [中世]。また、天平宝字年間石山院の造営文書にさいさい登場するまた、天平宝字年間石山院の造営文書にさいさい登場するまた、天平宝字年間石山院の造営文書にさいさい登場するまた、天平宝字年間石山院の造営文書にさいさい登場するまた、天平宝字年間石山院の造営文書にさいるい登場する。世界主一族が在地にあっては郡領に任ぜられる一方、中央においても各方面にわたって、国家の下吏となって活躍していることがわかる。郡家今城遺跡からやや稚拙な文字で「玄蕃寮」と書いた土器が出土しているが、これもそのことをうかがわせる関連資料であろう。

また、三島はつぎにのべる宮内省直営の官田ばかりでな

く の設定地でもあった。 延暦九(七九〇)年の格 [古代] に、右大臣の職田一〇町がおかれたことがみえているなど、職田、 位田

官 Ħ の経営

た。一〇世紀初頭に編纂された『延喜式』にも、省営田と国営田の別を設けながらも、その経営は、 年には、これを改めて、もっぱら国の長官にその経営を委ねることとし、 宮内省派遣の「田司」を した。在地の実情にくらい中央官人による直接経営はうまくいかなかったのであろう。神護景雲二(七六八) にあたった。ただし、雑徭の徴発権は国司がもっていたから、国司また宮内省の命令をうけて、これに協力 行なりのが『田令』のたて前で、同省所管諸司の使部・判部という下級役人が、現地に出向して、直接経営 (年六○日を限って徴発される無償の徭役労働)をもって、耕作させるものであった。 ○町が置かれ、富裕な百姓一戸につき一頭の牛を飼わせ、二町ごとに牛一頭を配し、近在の班田農民の雑徭 ここで官田というのは、奈良時代に、律令国家がとくに天皇供御の食料田として、畿内諸国 においた一〇〇町歩の国家直営田である。『田令』によると、 摂 津国には一〇〇町のうち三 官田経営は、 宮内省が直接 廃止し

の班年ごとに官田耕営地の割り替えが行なわれたことが予想される。 維持することは、当時の不安定な農業経営事情を考えると困難であったとおもわれ、したがって、六年一 の収穫量からいえば、もっとも肥沃な田地、すなわち上田の収穫量である。 官田の穫稲数は町別五〇〇束(春米にして二五石、今量で一〇石ほど)と定められている。これは、 同一の田地から毎年この収 この時代 班

さて、この官田が、摂津国三〇町の全部であるか一部であるかは不明であるが、三島に置かれたことをう

国司をもって行なうこととなっている。

語るもので、

に、 天平二(七三〇) 年の大倭国正税帳[『寧楽]によって、同国のそれが、城下郡と十市郡にあったことを知 のことは、摂津、山城の造酒司の用米をだす田地が、宮内省の直営田として特別に意識されていたことを物 内、和泉の三国は大部分を、国衙の一般経費財源である正税をもってあてるとしている点が注意される。 畿内諸国のなかで、 もっとも多くをだす摂津と山城が、 省営田の稲をあてるとあるのに対して、 大和、 河 れをくむもので、宮内省の管理する供御田である。延喜式の記事をさらに子細にみると、酒料米をおさめる の省営田がうけもつことになっているのである。 ここにいう省営田とは、『田令』にいうところの官田の 流 にさかのぼることができる。すなわち造酒司が年間に醸造する酒料米二一二石余のうち、七九石余を摂津国 り得るのみであるが、三島の官田は、つぎのような材料から、より具体的に推測することができる。 かがわせる資料がある。畿内諸国について、官田がおかれた地域を明示する資料は、ほとんどなく、 その一つは、太田保や富田が中世、 造酒司料田となっていることである。 この事実は、『延喜式』の記述 太田保や富田の造酒司料田が古く溯るものであることをうかがわせるものであろう。 わずか

名抄』の島上郡の郷の一つである高上郷が、屯倉の名称である竹村と相通ずることは、すでに先学が指摘し 少くとも、竹村屯倉の一部をそれらの地名と関連させて想定することは大いに理由のあることであろう。『和 ジャラの森など屯倉設立伝説と符合する地名のある高槻市域内に求めるのがより妥当なようにおもわれる。 定かでなく、一説には茨木市南西部の三宅村ともいうが、天坊幸彦氏が指摘するように、上田部、五百住、ア 上したというこの屯倉の故地―御野、下御野、上桑原、下桑原という―がいずれであるかについては、なお その二は、前章でのべた有名な安閑元年紀の三島竹村屯倉設定の記事との関連である。三島県主飯粒が

あることは明らかである。そのことと、官田がミヤケの故地を継承したこととは別の事柄である。 経営するミヤケと、 歴史的飛躍がある点を見逃すべきではない。 て屯田といわれ、当初中央政府派遣の田司により経営されたことからも、容易に推測することができるし、 ていることである。そしてここで注意したいことは、 天皇家の供御料田が、 律令制下の官田三〇町に直接つながるものだということである。 国家の官僚が公民の徭役労働を使役して耕営する官田では、 律令制前のミヤケと無関係に設置されたとは考え難いのである。もちろん両者には、 大王家の下僕であるトモノミヤツコが、 律令制前 の Ų, つの時代かに設定された竹村屯倉四〇町 このことは、 その経営方式に質的差異の 官田が大宝令制下にお 直属の田部をつかって

告と図版があるからそれにゆずるが、まず注目されるのは、 干の付属建物が検出されたが、興味深いのは、そこでみつかった多種多量の遺物である。詳細は第六巻に報 |一点の木簡である。| 九六一 (昭和三六) 年奈良市の平城宮跡で木札に墨書のある、 一九六九(昭和四四)年に行なわれた上田部遺跡の発掘の成果である。 天平七 (七三五) 年の紀年を有するものを含む 奈良時代の水田 いわゆる木簡が出土し 址 لح



写33 上田部遺跡出土木簡 (奈良国立文化財研究所蔵)

されているけれども、 郡衙跡等のごく限られた遺跡であることがまず注意される。 て以来、 ろである。 なかに二、三なお遺跡の性格を明らかにしえないものもあるが、木簡出土の遺跡は、宮跡、 同じ高槻市の郡家今城遺跡(一点)があるのみである。 現在までに日本全国で約三〇個所の遺跡から、七世紀から九世紀にかけての木簡が発見されている。 木簡出土地には畿内と遠国という地域差はない。相当数にのぼる同時代の畿内の遺跡が発掘調査 宮跡や京内遺跡をのぞけば、木簡の出土が報告されているのは、 いわば律令国家の文書行政が行われていたとこ 上田 部遺 、寺跡、 跡 国庁跡、 の ほ カン

である「(上略) 今遺定五百廿三尻」の二点である。その意味はいずれも「現在調べてみたところが耕作可能 な田地はこれこれである」という某時点における可耕地の調査記録である。天平七(七三五)年が六年に一 回行われる班田の年にあたっていることが、木簡作成の契機になっているのであろう。 墨書内容として注目されるのは、天平七年の年紀をもつ「今遺定二段 (下略)」とあるものと、 同 .種の記

ろは、 だ。 なわち、 ており、 具が、このような小規模の発掘調査で出土した例は全国的にもめずらしい。 槌の子、 木簡ばかりではなく、 その意味は定かではないが、筆者は、 そのような解釈を可能にするし、上田部遺跡の豊富な遺物は、三島のこの地に官田が所在したらしい 砧 牛耕が行われていたことを示唆する。さらに注目されるのは、 かつてのミヤケの 雀おどしの回転翼、 杵、竪杵、 上田部遺跡から出土した多種多量で豊かな農具―幅一メートル以上の 田部の系譜を想定し、 駅子とか烽子ということばがあるように、「田」の専業労働者す 田下駄等一も、この遺跡の性格を暗示している。これだけの農 官田の耕作人と解釈してみたい。これまでのべてきたとこ 土器の墨書銘に「田子」とあること 牛骨らしい大きな獣骨も出土し 馬鍬、

瀬 庄



写34 水無瀬庁絵図 (東南院文書)

は、

時期は、同年五月に聖武太上天皇がなくなった直後にあたり、

六月に

聖武の死去に伴なう国忌の御斎会を明年東大寺で行なうことをきめ

まず天平勝宝八年十二月という立庄時期が問題である。すなわちこの

というこれまでの推測を、さらにたしかなものにした。 大 寺 領

三島の初期荘園として著名なものに、東大寺領水無瀬庄がある。島本町の大字広瀬、 に所在したとされるこの荘園については、現在正倉院に絵図がのこされており、 れている丘陵、 河(水無瀬川) などから、ほぼ現地を比定することが可 同図に描 東大寺

能である。東大寺がこの地に荘園を設けた時期は、絵図に記されている

天平勝宝八(七五六)年十二月ごろであるらしい。

はこれらの荘園とはその立庄事情を異にしていると考えられる。 正倉院に伝わる諸庄の田図により知られるが、水無瀬庄以下五つの荘園 大寺が諸国、ことに近江、越前、越中に寺領を設定していったことは、 定めた天平勝宝元(七四九)年以降(東大寺は四○○○町と定められた)、東 飛驒猪名水成瀬、天平勝宝八歳十二月十六日」とある)。 諸寺所有の 墾田額を 号文書、ただしそこでは省略されているが、同文書には「一通文図、載春日清澄 日庄(奈良市)、清澄庄(大和郡山市)、飛驒庄(橿原市)がある 同時に立庄されたものとして、摂津国の猪名庄(尼崎市)、大和国の春 (中世二八

きであろう。水成瀬は、古くから船津、河陽津とよばれた港津であったところであり、桂川、宇治川、木津 く知られた事実である。水成瀬、猪名については、また別に、交通の要衝というその地理的環境を重視すべ れる。春日庄がかつて天皇の離宮が設けられていた地であり、猪名庄もまた天皇遊宴の地であったことはよ ることは、これらの五庄が聖武天皇の死とそれに伴なう御斎会準備に特別な関係をもっていたようにおもわ 川が合流する船便の基地であった地である。 ことを命じたのもこの年の十一月のことである。水成瀬庄を含む五庄の設定が、丁度この時期に行われてい として米一○○○石と雑菜一○○○缶を献上している。ついでにいえば三島の梶原寺に瓦四○○○枚を造る た。それまでに、大仏殿の歩廊の造営を六道諸国に命じている。また十月には大納言藤原仲麻呂がその費用

であったことをよく表現している。越前・越中の開田荘園が、田地と野地によって構成され、数十町から数 安時代にはいると、畠地の水田化が進み、港津としての機能とともに、一般の所領としての性格ももつより したものになったであろう。施入前は、摂津職の管轄する船津であったろうか。やがてしかし、この庄も平 ただし、絵図に描かれているところは、施入当時の状況であり、 いであろう。 に施入された時期には、淀川に通ずる三河川の合流点に設けられた、物資運搬の庄倉地であったといってよ 百町におよぶものと規模・性格を異にしていることが知られるのである。このように、水無瀬庄は、 田があるにすぎない。北・西・南を山に囲まれ、東が水無瀬川を介して淀川に通ずる地勢は、この荘園が港津 絵図に描かれているところも、倉一棟、屋三棟の建物が中心にあり、大部分は畠地で、周辺部に若干の谷 直接的には翌年の御斎会を控えて、このような基地を設ける必要が東大寺にあったのである。 東大寺に移された後は、倉屋などより完備

になる。

第四節 律令制動揺期の三島

る。 ぱら通過地になった。大原駅が廃止されて山崎に駅がつくられたのは、平安遷都直後のことの よ う で あり 淀川を川船で遡航した。 (山崎駅の初見は弘仁二(八一一)年)、 津が置かれるようになったのもそれと前後する時期であったとみ られ もちろんであるが、淀川の舟運も大いに活用された。陸路、水路ともに、山崎が出発地となり、三島はもっ 西国に赴く人は、山崎まで陸路できて、ここから船にのって淀川をくだった。逆に都にのぼる人たちも 安遷 都 り、 平城京から長岡京、さらには平安京へと遷都が行われ、三島は一段と重要な交通の要路とな 都の近郊地として脚光をあびることになった。西国街道(三島路) が重視されたことは

首の豪華船にのって淀川を往来したという。諸国の物資を運搬する船をはじめ公私の船が舳先を接して往復 が、途中川水が減って川底に船がつかえてなかなか進まず、苦労の末に五日間かかってよらやく山崎に着 たことが、『土左日記』にみえている。高野詣、天王寺詣等のさいには、 土佐守の任を終って、 都にもどる紀貫之は、河尻(淀川の神崎川の河口)から船にのって淀 平安の貴族たちは、競って龍頭鷁 Ш をのぼった

昌泰元(八九八)年十一月格には、 両岸の堤防近くに、公私の多くの牧があったことを記している。 それ

で、牧場で働く牧子が、船客から物資を掠奪して苦しめるので、今後は河の両岸五丈以内は、 によると諸国から物資を運漕してくる人たちは、川船を綱で引いてのぼったが、彼らが牧地のなかを通るの 通行を許したとある。上牧の地名はそのような古代の牧場の所在地を示していよう。 引船人の自由

の一つの拠点であったろう。 専業者が、芥川や安威川等の渡瀬近くにも、その出先をおいたことは想像にかたくなく、三島は彼らの活動 方陸路も、大原駅は廃止されたが、山崎に根拠地をもつ「傭賃の輩」とか「賃車の徒」と称される運送

かを示していよう。 子を誘って芥川まで逃げてくる話があるが、これなどは、芥川の地が都人にいかに親しまれた場所であった く、この土地が歌材にえらばれていることからもうかがわれるところである。伊勢物語に在原業平が藤原高 事がみえる。 ては、島本町の水無瀬が有名であり、そこが平安時代を通して天皇遊猟の地であったことは、正史に多く記 平安貴族が三島にもとめたいま一つのことは、ここが彼らの遊覧の地になったことである。その場所とし 高槻付近もまた、貴族がここに遊んだことは、新古今集をはじめとする平安時代の和歌集に多

国的に設置され、それぞれ数十町から数百町におよぶ大面積の野地を占定して、国家の財力で開 勅旨田がおかれた事情は、いかなるものであったろうか。記録によると、勅旨田は九世紀代一世紀間に、全 安満勅旨田と元 その収益を天皇家の財源とするものであった。律令国家の財政が破綻し、天皇家自身が大土地所有者に 官田 の成立 天長九(八三二)年、島上郡の安満を中心に二二三町歩の勅旨田がおかれた。 天皇家の私領を意味するといわれるが、占定地はすべて荒野・野地である。 このような 勅旨田とは 墾 を

ならなければならない状態が生まれていたのである。

るように、ここにはのちに春日社領の安満庄がおかれる。 満堤とみえる)を築いたのは、 あるいは、 天長の勅旨田開墾と関係するものかもしれない。 後 章でとりあげ あるが、 は勅旨田の経営は、 れる。その後桧尾川をつけかえて平野部の入口で、大きく山麓沿いにまわし、人工的な堤防 のあたりの田地をさすのかは不明であるが、元来、安満は低湿の土地であり、大規模な弥生時代の遺跡地で な国家の直営方式は、成長しつつある班田農民の抵抗にあい、大きな転換をせまられていたのである。以後 経営と同じく国家の直営方式をとり、労働力は近在の農民の徭役労働によったことを示している。このよう せしめよといっている。このことは、勅旨田が本来開墾ばかりではなく、その耕作についても、 理由を説明して、勅旨田は、 九〇二年のいわゆる荘園整理令は、その冒頭に、醍醐天皇以後勅旨田を置くことを廃止しているが、 当時は桧尾川の氾濫原にあたって、弥生時代以後は、 在地農民の請作(賃租)に委ねられていくのである。 安満勅旨田二二三町の土地が、ど 百姓の産業の便を奪うものであり、以後は民をして負作(耕作を請負わせること) 田地としては放棄されていたところと考えら (天文の文書に安 令制官田

様な事情によるものであろう。 島上郡内において、 親王や貴族に荒廃田(古荒田)を給している記事が散見するのも、 勅旨田の設定と同

てられた。 給与の支払が困難になったことに対応して設置されたものである。これは勅旨田とちがい設置目的 元慶三 (八七九) 年、 令制官田 「の国家直営方式が行きづまり、 畿内五カ国に総計四○○○町の官田がおかれた。 あわせて律令財政が苦しくなって、 うち摂津国には八○○町がわりあ 諸司の 費用 からいっ

は、 ても既存の可耕地でなければならなかった。うち島上郡には一九〇町ほどがおかれた[『摂津国租帳』]。その経営 衙領であり、島上郡に造酒司田がおかれたことは、のちの資料から証される。 の一部をさいて諸司ごとに分けあたえ、諸司は独立の財源をもつようになる。これが後世ながく存続した官 部は直営で穫稲全部をおさめさせ、一部は地子(賃租)をとりたてるものであった。 やがてこの官田

たらしたものは、 のように九世紀にはいって、三島の農民をめぐる土地所有関係は、大きな転換をとげていく。それをも ほかならぬ律令政府の政治を拒絶するようになった農民の成長であった。

山 院 平野部の白鳳以来の寺院とは別に、北方の山中や山麓には、平安時代にはいっていくつか 新たな寺院が建立された。大字原の山中にある本山寺、 神峰山寺、大字成合の悉壇寺、

神服

の

神社の北山にある安岡寺、大字奈佐原の霊仙寺などがそれである。

て仏徒の自主的な信仰を禁止しているように、 を作らん者」は勅禁を犯したものとして捕縛することを命じている[『続日本紀』天]。 僧尼令が全 篇に 的な山岳崇拝と融合した信仰であった。律令国家はこの山林行者に対して、きわめて警戒的な 態 度 を とっ てようとするもので、思想的には儒教の法治主義を重視し、 た。「山林に停り住み、詐って仏法をかたらい、自ら教化をなして伝習業を授け、書符を封印して薬を合せ毒 とすること自体は、古くからあったことで、行基が大和の生駒山中に草庵をつくって修業したように、呪術 る。ところで、山間や谷間の洞窟などで瞑想し、はげしい苦行の末に神秘的な霊感をうることを仏教の理! のような山岳寺院が平安時代の初期につくられるのは、畿内において一般的にみとめられる 律令政府の仏教政策の基調は、 仏教をそれに従属させることにあった。 仏教を国家秩序の維持に役立 事 象 わ 官の大 で た あ

止した。

寺である薬師寺、 大安寺に僧侶の統制機関をおいて、 勝手に出家し僧侶になることを厳禁し、 民間布教を禁

写35 本山寺全景(市内大字原)

弟子勝虞を律師にむかえている。

、電元年十月条]、桓武朝もこれを継承し、『続日本紀』宝」、桓武朝もこれを継承し、

山 林行者神叡の

代表的な例であり、この寺は大和吉野の金峰山寺とならび 縁起に光仁天皇の子の開成皇子が本寺を開いた と ある 院にあたり、 称される寺院である。 上のようなものである。なかでも本山寺と神峰山寺はその 本山寺と神峰寺はもと同じ寺院であり、 本市北方の山中に仏堂が建立されるにいたった背景は以 現在の神峰山寺はもとの里坊と考えられる。 前者は後者の奥 の

は、

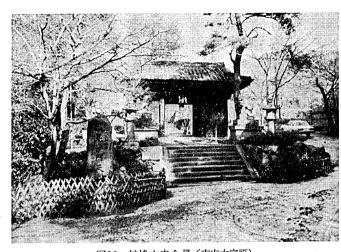
さきにみたように、山岳寺院がこの頃に政府の許容す

しかし、このような政府の禁止令にもかかわらず、 仏教

した。最澄・空海の教界改革はこのような背景のなかで行

の世俗化に抵抗して、山林を重んずる仏教徒が 多く

した道鏡を追放するとともに、山林修行の禁を解いており われる。奈良時代末の光仁朝にはすでに、山林行者を禁制



写36 神峰山寺全景(市内大字原)

遺跡についても、ほぼ同様の時期に遺跡の終末がみられる姿を消してしまう。この遺跡に限らず、近畿のほかの集落の 崩 壊 郡家今城遺跡は、一〇世紀にはいるとその

を構成単位とするものであった。しかし、事態の進行は、村落内部に郷戸間の階層分化をもたらした。一方 律令政府が期待した古代村落は、 租・庸・調 雑徭等の国家の賦役負担に堪えうる平均的な標準戸(郷戸)

のである。この事実はなにを意味するのであろうか。

から、この時期に開かれた寺とみてよかろう。う。安岡寺や霊仙寺も神峰山寺と同様の縁起をもっているるところになった事実にもとづいて、いわれることであろ

の 崩 壊 郡家今城遺跡は、一○世紀にはいるとそのたま 代村 落 前節でみたように、古代の集落遺跡であるに預からしめたとあるから、相当な規模の伽藍をもつ寺院に預からしめたとあるから、相当な規模の伽藍をもつ寺院にしたとある。 『三代夢をとどめない。成合の春日神社境内地がその遺跡と推定跡をとどめない。同じ資料には、貞観五年に本寺を天台別であったらしい。同じ資料には、貞観五年に本寺を天台別にしたとある。

て、村落の成員に大きな変化がおこった。

に た。既存の部落から逃亡し他郷に新天地をもとめる百姓も輩出した。また逆に他郷の浪人が 流入 して き ! おいて有力家父長家族が出現し、他方に彼らに従属して再生産活動を行わねばならない貧窮百姓を生みだ

有が進み、下田を上田と相換したり、便利の土地を取得して、一般百姓に難渋をおよぼす事態が発生してい 題になってきたのである。一方においても、 て班給している状況が指摘されているが、この時期になると、かつてのロ分田用地の荒廃現象は、深刻な問 維持することは不可能であった。 体的なものとして形成されているようなものではなかったから、既存の耕地間で毎年一定面積の可耕地を 当時の農業事情は、われわれが近世村落について考えるほど安定的なものでは決してなく、村落と耕 延暦十年五月格には、諸国司が常荒不用の田を名目的に百姓の口分田とし 同格ものべているように、王臣家の殷富百姓による私的土地所 地が

在地農民の利害との対立をまねいた。 城国葛野郡櫟原郷では、益水田という名の陸田の水田化が、有力家父長層によって小規模な単位で行われて 方、農民じしんも、 いたことが知られる。 このような状況のなかで、さきにみたように勅旨田を設定して野地の大規模開墾を政府が直接に行なう一 私有地の確保をめざして、公地以外の場所で小規模な治田開発を行なった。 そして政府による大規模開発が、従来の用水路のつけかえをともなうような時には、 九世紀の Щ

た。

のため農民支配が困難になったことが指摘されている。従来の邑郷が人間の住まない廃村同然の姿になって 大同四 (八○九)年の格には百姓がもとの郷邑(むら)を離れて、田に就いて居住することが多くなり、

群居する」状況が生まれてきた。 きたことが知られる。他郷からの浪人の流入もあって、このような浪人と、旧郷の有力家父層が、「雑 処に

ことである。本市域内にある上牧遺跡は、平安時代から鎌倉時代にかけての集落と判断されているが、ここ らかがわれるところでは、そのような新村落の形成は、村落の占地を異にして、新しい場所に行われている わかる。このように、本市域の集落遺跡は古代村落の形成と消滅を具体的に示してくれる貴重な資料といわ には八、九世紀代にさかのぼる遺構はなく、平安時代末になって、この地に新たに村落が形成されたことが ようになる。ここに、七世紀以来の古代村落は終末をみるわけで、郡家今城遺跡ほかの近畿の集落遺跡から このようにして、当時の文献にみえる「堪百姓」あるいは「田堵」の連合による新しい村落が形成される

ねばならない。